

令和2年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和2年9月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
----	---------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳
代 表 監 査 委 員	澤 田 武 義		

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 6号 専決処分した事件の報告について

第 2 報告第 7号 専決処分した事件の報告について

第 3 報告第 8号 平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について

第 4 議案第59号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第 5 議案第 6 0 号 令和 2 年度大崎上島町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 6 議案第 6 1 号 令和 2 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 7 議案第 6 2 号 令和 2 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 8 議案第 6 3 号 令和 2 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 6 4 号 令和 2 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 1 0 議案第 6 5 号 令和 2 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 1 1 議案第 6 6 号 令和 2 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 1 2 議案第 6 7 号 令和 2 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 3 議案第 6 8 号 令和 2 年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 4 議案第 6 9 号 令和 2 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 5 議案第 7 0 号 令和 2 年度大崎上島町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 6 議案第 7 1 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 7 議案第 7 2 号 財産の取得について
- 第 1 8 認定第 1 号 平成 3 1 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定につい
て
- 第 1 9 認定第 2 号 平成 3 1 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 第 2 0 認定第 3 号 平成 3 1 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 第 2 1 認定第 4 号 平成 3 1 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について

- 第 2 2 認定第 5 号 平成 3 1 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 第 2 3 認定第 6 号 平成 3 1 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 第 2 4 認定第 7 号 平成 3 1 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 第 2 5 認定第 8 号 平成 3 1 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 2 6 認定第 9 号 平成 3 1 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 2 7 認定第 1 0 号 平成 3 1 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 2 8 認定第 1 1 号 平成 3 1 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算
認定について
- 第 2 9 認定第 1 2 号 平成 3 1 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について
- 第 3 0 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 2 名です。定足数に達していますので、これより令和 2 年第 3 回大崎上島町議会定例会 2 日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、報告第 6 号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第 6 号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、損害賠償の額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき

専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容は、令和2年6月1日に大崎上島町沖浦51番地2に設置の沖浦浄化センターの除草作業中に、草刈り機の刈刃に接触した小石が飛散し、付近に駐車の手方所有車両のリアガラス1枚を損傷させたため、その修理費7万6,175円を損害賠償額として示談処理を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 草刈りで損害賠償という事例が過去にも何度もあり、以後気をつけますという発言が繰り返されているんですけども、どのように気をつけられていますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、今回で4度目でございます。そのたびに注意を促してきて、指示等もしているところでございますが、草刈りの作業は予測のつかないところに飛ぶこともございまして、なかなかそのようになっていない状況もございます。

今回につきましても、始末書等の提出、またさらなる強い指示、指導もしたところで、以後このようなことがないように強く作業員に指示したところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 指示、指導、これも重要なことなんですけども、予算措置とか実施方法、飛散防止に関わって、例えば余分に作業員が必要であればそれを確保するとか、そういったこともきちっと含めて、今後このようなことがないように対応してください。

答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第7号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者に報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第7号専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

本報告は、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容は、令和2年2月12日に相手方が居住する町営住宅において埋設された水道管の老朽化による漏水が判明したため、水道使用量等を確認の上、令和元年9月から令和2年4月請求分までの漏水水道使用料相当額1万9,166円を損害賠償額として示談処理を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

道林議員。

○10番（道林清隆君） この損害賠償額の算定の根拠を示していただきたいんですが、漏水の額ということだったんですが、実際の算出の根拠を示していただきたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道林議員の質問にお答えします。

漏水の額の算定根拠でございますけれども、算定根拠としては過去3年間の水道料金を平均したものと漏水による増額分を比較して、増額分をこのたびの損害賠償額として認定したものでございます。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです。

○10番（道林清隆君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第8号平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第8号平成31年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成31年度の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

報告書の1ページをご覧ください。

平成31年度健全化判断比率報告書の総括表でございます。

健全化判断比率には、区分欄のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の2指標は、一般会計等の実質収支が黒字のため該当はございません。また、将来負担比率につきましても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため該当はございません。実質公債費比率につきましても、比率が12.7%で、前年度の10.1%に比べて数値は上昇しておりますが一時的なものであり、早期健全化比率の25.0%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をいたしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、一般財源には町税や地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改正等により大きく左右をされます。普通交付税等の収入が減少すれば、標準財政規模が小さくなり、判断比率の数値が上がることにもなります。監査委員意見書のまとめにも記載されておりますが、今後収入の確保に努めるとともに経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたりその点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告書の6ページ、平成31年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため該当はございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、恵良隆久氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

恵良氏は、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神を持って地域社会に密着した人権擁護活動をされておりますので、新任の候補者として推薦するものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案者を適任とすることに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第60号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第60号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,769万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億69万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、職員の配置換え等に伴う人件費の調整、新型コロナウイルス感染症対策に係る13の施策に要する経費、本年7月の豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧等に要する経費の新たな計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものでございます。

第2表繰越明許費では、新たにその他住宅建設事業費について、その事業費を翌年度に繰り越すことといたしております。

第3表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、地方交付税、国庫支出金、その他の特定財源を計上するとともに、繰越金を予算化し、繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の6ページをお願いします。

第2表繰越明許費では、木江東川地区定住促進住宅建設事業に要する経費について、年度内の完了が見込めないことから、その他住宅建設事業費9,935万1,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

第3表地方債補正では、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等を行いましたので、起債の限度額について6事業総額で6,572万6,000円の増額を行っております。

11ページをお願いします。

歳入予算ですが、地方特例交付金では交付額の決定に伴い397万円の追加を、地方交付税では、交付額の決定に伴い普通交付税1億4,901万1,000円の追加を、分担金及び負担金の分担金では、農林水産業費分担金として小規模崩壊地復旧事業分担金180万円を新たに計上しております。

次に、国庫支出金ですが、12ページをお願いします、国庫補助金の総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス対策に要する財源となる地方創生臨時交付金6,622万2,000円の新たな計上等を、教育費国庫補助金では、公立学校情報通信ネットワーク環境整備及び情報機器整備に対する補助金として公立学校情報通信環境整備費補助金2,234万8,000円の追加を、災害復旧費国庫補助金では、本年7月の豪雨災害に係る町道災害復旧に要する経費として公共土木施設災害復旧費国庫補助金1,027万2,000円を追加計上しております。

次に、県支出金ですが、13ページをお願いします。

県負担金では、広島県移譲事務交付金の額の決定に伴い土木建築公共事業移譲交付金280万円の追加を、県補助金の衛生費県補助金では、新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両整備費補助金393万6,000円の追加を、農林水産業費県補助金の農業費県補助金では、輸出促進施設等整備緊急支援事業補助金215万円等の追加を、林業費県補助金では、小規模崩壊地復旧事業補助金180万円の追加を計上しております。

繰入金の特会会計繰入金ですが、14ページをお願いします。

介護保険事業特別会計の平成31年度事業費確定に伴う精算繰戻し分として、介護保険事業特別会計繰入金3,070万3,000円の新たな計上を、基金繰入金では、歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金繰入金2億186万2,000円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度繰越額の確定に伴い収入額と予算計上済額との差額9,063万7,000円を追加計上しており、次に諸収入の雑入では、ドローンを利用した物流の検討に要する経費に対し、雑入（企画調整係）に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円を計上しております。

次に、町債ですが、15ページをお願いします。

総務債では、発行可能額の決定に伴い臨時財政対策債3,592万6,000円の追加を、農林水産業債の農業債では、悪水等ため池排水施設整備事業1,060万円の追加を、土木債では、事業費の増額に伴い河川債に単県急傾斜地崩壊対策事業1,000万円、都市計画債に公共下水道整備事業繰出金420万円の追加を、教育債では、公立学校情報通信ネットワーク環境整備に要する経費の財源として学校教育施設整備事業250万円の追加を、災害復旧事業債では、道路橋りょう災害復旧事業250万円の追加を計上しております。

16ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の企画費に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を財源としたドローンを活用した物流の検討に要する経費として離島振興対策事業費500万円、新型コロナウイルス対策のためのウェブ会議システム構築に要する経費を含めて情報化推進事業費107万2,000円、FTH回線増強等に要する経費として地域情報化推進事業8,500万円、補助金の額の確定等に伴い海上交通運航欠損額補助事業165万7,000円の追加を、17ページをお願いします、基金費では、財政調整基金積立金4,540万円の追加を、教育の島推進費では、ふるさと納税の用途指定寄附金に係る補助金として教育機関誘致団体支援事業13万2,000円の追加を、戸籍住民基本台帳費では、住基システムの改修に要する経費として戸籍住民登録事務諸費217万8,000円の追加を計上しております。

次に、民生費ですが、18ページをお願いします。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出金229万6,000円の減額等を、介護保険費では、認定審査会における新型コロナウイルス対策のためのシステム構築に要する経費として介護保険事業対策諸費295万8,000円の追加を、介護保険事業特別会計繰出金280万1,000円の減額を、19ページをお願いします、引き続き民生費ですが、後期高齢者医療費では、前年度療養給付費負担金の精算に伴

う追加負担金として療養給付費負担金 393万5,000円の追加等を、児童福祉費では、前年度補助、交付金の精算に伴う返還金として、児童福祉総務費に児童福祉諸費 113万9,000円を、ひとり親家庭等福祉費に、母子自立支援員設置事業 42万円を計上しております。

20ページをお願いします。

次に、衛生費ですが、保健衛生費の保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症疑い患者搬送車両整備に要する経費として感染症対策費 406万円の追加を、保健事業費では、新型コロナウイルス感染防止を踏まえた健診、相談事業実施に要する経費として母子保健事業 33万8,000円の追加を、21ページをお願いします、上水道費では、水道事業会計予算の補正に伴い上水道事業会計補助金 259万9,000円の追加を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農業総務費では、東野農林漁業管理施設の改修に要する経費として農業総務諸費 81万2,000円の追加を、農業振興費では、6次産業に取り組むための施設整備等に要する経費の支援として6次産業化整備事業 215万円の新たな計上等を、農地費では、西野干拓排水機の応急修理により不足見込みとなる予算の補填として西野干拓排水機維持管理費 71万円の追加等を計上しております。

22ページをお願いします。

引き続き農林水産業費ですが、林業費の治山費では、のり面保護に要する経費として小規模崩壊地復旧費 385万1,000円を新たに計上しております。水産業費の水産業振興費では、沖浦港海洋牧場給餌施設灯の修繕等に要する経費として水産振興対策諸費 190万9,000円の追加を、漁港建設費では、特別会計予算の補正に伴い漁業集落排水事業特別会計繰出金 69万4,000円の減額を計上しております。

次に、商工費ですが、23ページをお願いします。

商工振興費では、土地、建物を賃借し事業を営んでいる事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している事業者への支援として中小企業振興対策費 500万円の追加を、自然公園施設費では、沖菅原親水公園の堆積土砂のしゅんせつに要する経費として自然公園施設管理費 1,120万4,000円の追加を計上しております。

次に、土木費ですが、道路橋りょう費の道路橋りょう総務費では、特別会計予算の補正に伴い交通事業特別会計繰出金 89万7,000円の減額を、24ページをお願いします、引き続き土木費ですが、河川費の河川維持費では、県移譲事務交付金の追加交付によ

る事業費の増額として建設海岸維持管理費 280 万円の追加を、急傾斜地崩壊対策費では、次年度以降の着工予定 2 地区の実施設計に要する経費として単県急傾斜地崩壊対策事業 1,002 万 1,000 円の追加を、港湾費の港湾管理費では、特別会計予算の補正に伴い港湾管理特別会計繰出金 83 万 5,000 円の追加を、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金 398 万 8,000 円の追加を、住宅費の住宅建設費では、木江東川定住促進住宅工事に係る電柱移転に要する補償金としてその他住宅建設事業費 20 万 3,000 円の追加を計上しております。

次に、消防費ですが、常備消防費に大崎上島消防署における新型コロナウイルス感染防止対策用品の購入に要する経費の事務委託費として常備消防運営費 375 万 3,000 円の追加を計上しております。

次に、教育費ですが、25 ページをお願いします。

教育総務費の事務局費では、新型コロナウイルス対策関連事業の公立学校情報通信ネットワーク環境整備及び情報機器の整備に要する経費として町立学校情報機器等整備事業 5,255 万 8,000 円の追加等を、幼稚園費の大崎上島幼稚園費では、新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費として大崎上島幼稚園管理運営費 50 万円を追加計上しております。

次に、災害復旧費ですが、26 ページをお願いします。

公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費に、本年 7 月豪雨により被災した町道の災害復旧経費として道路橋りょう災害復旧事業 1,284 万 1,000 円を追加計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2 番（越田賢一君） それでは、2 点ほど。21 ページの 6 の 1 の 3、環境保全型農業直接支払交付金についてですけれども、これは面積増によるということなんですが、詳しい説明をお願いします。

それともう一点、24ページ、8の3の5、単県急傾斜地崩壊対策事業、今後、この急傾斜対策事業はもっと増えていくと思うんですけども、計画はあるのか、お答えください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 越田議員の質問にお答えします。

環境保全型農業直接支払交付金の概要ですけれども、地球温暖化防止や生物保全等に効果の高い農業生産活動を支援するものです。上島町には2団体ありまして、その2団体の面積が542アールから777アールに増えたことにより、補助金、歳出も増えたということになります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 引き続き、土木費についてご説明を申し上げます。

この単県急傾斜地崩壊対策事業については、個人負担金10分の1が必要となる事業でございます。そのため、事業をするに当たっての地権者の同意、それから負担金の同意が必要となりますので、基本的には要望があってから対応していくという体制で行っております。今年度については1か所、次年度については2か所上げているんですけども、予算の関係上1か所ずつ、今後も進めていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） まず、環境保全型ですけども、仕組みとかそういうことは理解しとるつもりなんですけども、2団体中面積が増えたということなんですけども、ということは新たに始めたというか、畑を増やしたというような解釈でよろしいんですかね。

それと、急傾斜地のほうですけども、自己負担が伴う、よって負担金が難しいという方では諦めざるを得んというふうな理由が多分あると思うんですよね。実際、この急傾斜地に関しては2軒以上という縛りがあって、片一方はやりたいけども片一方が駄目というふうな事例があると思うんですけども、その辺の対応とかはどうされるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 越田議員の質問にお答えします。

対象農家数が5名から6名に増員して面積が増えたということで、今回増額になりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 急傾斜地についての質問ですけれども、この事業については、地形、それから所有者、各、全て様々です。ですので、その要望を聞いてから、職員がその関係者と協議を重ねて合意に達したもののだけ実施することになります。合意に達しないものについては、残念ながら実施には至りません。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 単県の事業ですので、なかなか縛りも厳しいと思うんですけども、実際、災害がいつ起こるか分からない昨今、この急傾斜地に対する対応、対策が一番大事な安全という観点から急務な事業だとは思いますが、仮に今2軒以上というふうな縛りがある中、そこに1軒しかないような場合、やりたいけどもできないとかというふうな事例も耳にしております。これに代わるような事業で何かないのか、その点をお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 急傾斜地、そのほか事業は様々ございますけれども、基本的に自分の家は自分で守るというのがまず大前提にあった中で制度ができておりますので、1戸では難しいと申し上げておかざるを得ない状況にあります。

○2番（越田賢一君） 3回よね。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） すいません、今の越田議員の件について聞きたいんです。2か所と言われましたけど、場所はどこどこですか。一応、今計画されるところ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今年度の補正で上げさせていただいているのは、白水の花條地区と、本郷の光禅寺地区、2か所を計画しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、大崎の光禅寺の近くと白水の花條地区と言われましたけど、花條地区の場合には対象戸数が多分1軒じゃろ。そうすると、1軒ということは、そもそもこの事業そのものには該当しないのじゃないのかな、課長。違うか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今計画しているのは2戸で計画しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今課長は2戸で計画していましたが、私も白水区の住民です。場所もはっきり分かります。この事業をした場合には、必ず負担金がかかります。相手方のもう一軒のほうの方が、すんなりと負担金を出してくれると思われませんか。対象外じゃのに。課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今の地区で申しますと、該当者は家2軒と上側の1軒、畑の持ち主になりますけれども、3軒と考えております。負担金については、概略で合意に達して、これから正式に文書で交わすこととしておりますので、心配は要らないと考えております。

○6番（森若 巖君） 仮に測量した、設計したという場合に、嫌ですと言われたときにはどうされますか。ここの費用そのものが無駄になる可能性はないですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事前に同意書をいただきますので、それは文書をもって確定していると考えております。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 13ページの県の補助金なんですけど、新型コロナウイルス感染症疑い患者の搬送車両整備費補助金ということで、車を県のほうから1台補助していただけるというのを聞いとんですけど、この車を使って患者さんを運んだりする体制は考えられているんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

このたびの感染症疑い患者の搬送車は、県のほうが今新型コロナウイルスの対応をしている中で、県の保健師が基本中心になって搬送とかしているんですが、そこで例えばクラスターとか起きた場合、県の保健師だけでは足りないということで、各自治体に1台の車を県のほうから提供していただいて、それで地元の自治体のほうが協力するという話で、協定書とかをこれから交わしていくという流れになっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） ほいじゃあ搬送体制とかは考えられているんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） これから県の保健所のほうと詰めてまいるところでございます。

以上です。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 6の1の3、農林水産業費、農業振興費で、6次産業化整備事業の中で6次産業化に取り組むものに対し、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備への支援援助ということで計上されておりますけども、これに対象となる事業者が町内におられて为什么呢。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 6次産業化整備事業なんですけれども、まず予算の流れから説明させていただきます。予算の流れは、国のほうの事業になります。国のほうから県のほうに下りてきて、県から町に来て、町が対象者に支払うというような予算の流れになります。

閑田議員の質問にありました対象事業者なんですけれども、今回申請されたのがファームズズキさんが申請されました。内容としては缶詰の製造器、缶詰の殺菌装置、缶詰のラベラーということで、今回コロナ対策として缶詰を輸出先に持っていきたいということで6次産業の申請をされたということです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑ありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 21ページ、上水道費の補正でございます。

今、上水道ということになっているということは、企業会計でございます。ただ、補助金という名前でありますので、町民の負担軽減ということになっていくと思いますが、企業会計ということをごどのようにお考えなんですか。その1点だけお尋ねします。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 前田議員の質問にお答えします。

企業会計では独立採算制というのが基準ではございますけど、本町においては企業会計の補助金という形で一般会計から頂いております。今回、上水道の経営審議会、下水も含めて行っております。そういった中で、独立採算制になるほうがいいだろうという意見も頂いて、料金改定等も含めて一般会計からの補助金について0になるような料金改定の案も頂いております。

そういった中で、今現在では他の市町も同じように補助金として、繰出金みたいになるんですけど、頂いている団体は多々あると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 町民の負担軽減という面から、一般会計の繰り出しというのは当初から予想されたことでありますので、企業会計の、なかなかそういうわけにはいかないと思いますけれども、町民の負担軽減のためにはこのままがいいのかなとは思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第60号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第61号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第61号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,033万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,817万7,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、県支出金1億7,189万7,000円の追加、繰入金229万6,000円の減額、繰越金73万7,000円を追加計上いたしております。歳出予算では、総務費155万9,000円を減額し、保険給付費1億7,189万7,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第62号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第62号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,263万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,903万4,000円と定めるものがございます。

歳入予算では、国庫支出金123万2,000円、支払基金交付金312万円、県支出金169万3,000円、繰越金6,923万8,000円等を追加する一方、繰入金280万1,000円を減額いたしております。歳出予算では、総務費146万5,000円を減額する一方、基金積立金1,519万4,000円、諸支出金5,883万1,000円等の追加を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第62号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第63号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第63号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,228万円と定めるものでございます。

歳入予算では、後期高齢者医療保険料22万5,000円、繰入金7万5,000円を減額し、繰越金126万1,000円を追加計上しております。歳出予算では、広域連合納付金96万1,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第63号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第64号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第64号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,589万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億710万7,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、国庫支出金750万円、繰入金398万8,000円、繰越金10万6,000円、町債430万円を追加計上いたしております。歳出予算では、下水道費に1,587万4,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第64号令和2年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第65号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第65号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,929万4,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰入金18万円を減額し、繰越金9万6,000円を追加計上しております。歳出予算では、下水道費8万5,000円を減額し、公債費1,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第65号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2

号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第66号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第66号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,158万3,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰入金69万4,000円の減額、繰越金を2万6,000円追加計上いたしております。歳出予算では、下水道費66万9,000円を減額等いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第66号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第67号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第67号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,015万7,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰入金83万5,000円、繰越金2万7,000円を追加計上いたしております。歳出予算では、港湾費に86万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第67号令和2年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採

決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第68号令和2年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第68号令和2年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417万2,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、繰入金46万5,000円、繰越金3万7,000円を追加計上しております。歳出予算では、漁港費に50万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 先ほどの港湾管理特別会計もそうだったんですけども、この漁港費も一般管理費の一般管理諸費ということで計上されておりますけども、具体的にこれは何に該当するのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えします。

このたびの一般管理諸費とは、水銀灯の球切れ、またその他小修繕に当たります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ということは、もう既にそういうものがあるということですよ、修繕を必要としている箇所が。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 9月現在で、今まで予想以上の修繕が必要となっております。今後も修繕が必要となる見込みがあるので、上げさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第68号令和2年度大崎上島町漁港管理特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第69号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第69号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,659万9,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、県支出金30万2,000円、繰入金89万7,000円を減額し、繰越金32万5,000円を追加計上いたしております。歳出予算では、事業費87万4,

000円を減額しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第69号令和2年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第70号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第70号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額において水道事業収益5億2,060万円、水道事業費用を5億1,988万5,000円、資本的収入及び支出の予定額において資本的収入を1億7,603万2,000円、資本的支出を1億8,435万9,000円と定めるものでございます。

水道事業収益では、営業外収益259万9,000円を追加計上し、水道事業費用では営業費用244万4,000円、営業外費用15万5,000円を追加計上いたしております。資本的収入では、企業債2,900万円を追加計上し、資本的支出では建設改良費3,196万2,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 先ほど一般会計のところであったんですけども、これは独立採算を目指していくような話をされたと思うんですが、今の営業外収益のところは要は0になるように将来的には持っていくという話ですよ。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 閑田議員の質問にお答えします。

営業外収益の補助金については、将来的には0の方向での検討を今しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） これについて、0に持っていくということは、当然使用料が上がっていくという話になると思うんですけども、検討しているということですので、試算もされていると思うんですけども、その辺の数字はどのようになりますか。

○議長（信谷俊樹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（河田昭司君） 経営審議会の中ではおおむね料金改定が必要ということをお願いしております。最終的には答申というふうになりますので、上下水道課としては、料金改定は必要ではないかと考えております。審議会の中で、現在最終的な答申案を協議しておりますので、10月上旬には審議会の料金改定等の答申案が出ると考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第70号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第71号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、大崎上島町防災行政無線設備改修工事（新スプリアス規格）の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

この工事については、8月5日に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により株式会社立芝と契約金額7,568万円で仮契約を締結いたしております。

工事の概要は、総務省令で定める無線設備規則の改正により、旧スプリアス規格に基づく無線機器が令和4年12月1日以降使用できなくなるため、新スプリアス規格に適合する機器に更新するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 契約方法を随意契約とされたと言われましたけど、その随意契約をした理由は何ですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

随意契約の理由ですけれども、まず先ほど申しました地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定で随意契約したものでございます。

随意契約の理由でございますが、本防災行政無線の仮契約の相手方の立芝ですけれども、防災行政無線の機器の整備業者でございます。また、点検業者でもございます。本工事につきましても、既存設備を利用、改修する必要がございます。そのため、その既存設備を把握し対応できる業者は設備を設置した業者である立芝しかできないということで、地方自治法の第2号に基づきまして随意契約をしたものでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 新スプリアス規格とあるんですけど、これの説明をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

新スプリアス規格でございますが、スプリアス規格というのが通常の周波数の周りにあります不必要な電波になるのですけれども、その規格の改正があったということで、その新しい基準に基づいた規定に基づく機器に改修するというところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第71号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第72号財産の取得についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第72号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、去る8月18日に小型動力ポンプ付普通積載車2台の購入に係る指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、8月21日に契約金額1,562万円で仮契約を締結いたしました。大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により、大崎上島町消防団第4分団第3部及び第9分団第1部にそれぞれ配備することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第72号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

日程第18、認定第1号平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第29、認定第12号平成31年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議がないようですので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 平成31年度大崎上島町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から認定第11号までは平成31年度一般会計外10の特別会計の歳入歳出決算について、認定第12号については平成31年度水道事業会計決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第11号までは、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。

一般会計については、定住促進住宅建設事業、笹ヶ浜排水機整備事業の終了による事業費等の減額が大崎産業会館改修事業、東野小学校改修事業の事業費等の増額を大幅に上回ったことにより、決算規模としては総額で前年度と比較して約8億1,800万円、10.8%の減額決算となっております。

今後の財政運営を考えますと、3町合併に伴う普通交付税の特例措置としての激変緩和

措置が平成30年度で終了し、財源の不足を繰入金により補う状況となっておりますので、ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識しております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等、いずれの特別会計についても事業運営が大変厳しい時期を迎えることとなり、一般会計と同様に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。

普通会計ベースの財政指標については、前年度と比較しておおむね良好な状況にありますが、先ほど申し上げましたように慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。今後はより一層の財政基盤の健全化を図りながら、大崎上島町第2次長期総合計画及び大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込まれた各種施策の積極的かつ着実な執行に努めてまいります。

次に、認定第12号水道事業会計決算でございますが、経営状況としては、総収益5億36万9,000円に対し、総費用は4億7,774万9,000円となり、2,262万円の純利益となっております。今後も、有収率の向上を図るなど安全で良質な水道水の安定供給を行うとともに、受益者負担の見直し等、安定的な経営基盤の確立に努めてまいります。

決算書には、監査委員の意見書、そしてその他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

平成31年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議はないようなので、省略させていただきます。

引き続き、澤田武義代表監査委員から、平成31年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査及び意見書及び大崎上島町水道事業会計決算審査意見書についての報告を求めます。

澤田委員、登壇お願いします。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、平成31年度大崎上島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見についてご報告いたします。

審査の対象は、平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算。2番目に、平成31年度大崎上島町特別会計歳入歳出決算。3番目に、平成31年度基金運用状況についてであります。

審査の期間は、今年7月29日から8月4日まででございます。

審査の方法については、資料に記載のとおりでございますので、省略いたします。

審査の結果は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別説明書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めました。また、基金運用状況報告書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めました。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況の概要は、提出しました意見書の3ページから70ページ、それから73ページ以下に資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただき、71ページの「むすび」に意見を記載しておりますので、これを読み上げて報告とさせていただきます。

意見。

中・長期的に安定した財政運営を行っていくためには、安定した歳入確保に向けた取組や経常的な経費の削減を継続していくとともに、柔軟な財政構造にしていく必要があります。

町税の収納率は平成31年度も98.2%と依然高い水準にあり、担当課における債権差押え等の未収金回収の取組と実績は高く評価できます。滞納整理回収、債権確保、そして現年度分未納の防止には、これまでの担当課の取組に併せて、大崎上島町債権確保対策委員会での新次元での具体的な取組の先導を期待します。

補助金交付、事業委託に当たっては、各規則の手続にのっとるとともに、事業の目的、効果及びコストバランスを評価、検証され、事業の見直し、廃止を踏まえた適正な計画と執行に努めてください。

自然災害やコロナ禍などにより、これまでは考えもしなかったことが現実になっていきます。国家財政では、常に年間予算の50%を大幅に超える規模での新たな財政支出が避けられない事態となっております。コロナ感染対応による経済の後退を考慮すると、これまでの歳入が見込めない中での歳出の激増になります。

当町においては、継続事業と併せ、新規事業の取組等により具体的な成果が現れており

ますが、財政状況は健全な水準内を保っているとはいえ限界に近い状態にあると言えます。予想だにしない現実を目の当たりにする今日の状況では、柔軟な財政構造を確保、保持していく必要があります。そのためには、経年による硬直が懸念される事業、長年の継続事業、成果を上げ始めた新しい事業等も含めて、聖域を設けず、今日的視点でそのコスト、成果の量と質、事業の目的を検証し、縮小か拡大か、廃止か強化か、退却か転換かの大胆な見直しが求められています。

前例踏襲から変革始動の組織風土への展開を図り、限られた資源の再配分の可動域を増幅しながら、不測の事態にも備える柔軟な財政構造、財政運営を実現されるよう要望します。

続きまして、水道事業の決算意見書について報告いたします。

審査の対象は、31年度大崎上島町水道事業会計決算。

審査の期間は、同様であります。

審査の結果、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他関係書類はいずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状態を適正に表示しているものと認めた。

水道事業会計の概要は、意見書の2ページから12ページ、添付資料は15ページ以下ですが、13ページの「むすび」の部分を読み上げ、報告とさせていただきます。

むすび、当年度の経営成績について。

総収益は、前年度に比べ3,402万円増加した5億37万円で、総費用は、2,222万円増加した4億7,775万円となった。その結果、純利益は、1,181万円増加した2,262万円を生じ、前年度繰越欠損金952万円を差し引いた繰越利益剰余金は1,310万円となっている。収益の増加は、主に給水収益の増加によるものである。費用の減少は、配水及び給水費が増となったが、原水費、減価償却費、支払い利息が減少したことによるものである。

当年度の建設改良事業は、管路の整備及び施設の最適化を目的とした連絡管布設工事などが実施されており、水道施設の継続的な維持管理に努めている。

給水状況については、前年度と比べ給水人口は7,278人で74人減少し、年間有収水量は4万9,000立米増加した12万3,000立米となっている。給水収益は2億8,203万円で、前年度と比べ1,140万円増加している。

以上のように、当年度の運営状況は一定の純利益が確保され、経常収支の経常費用に対

する割合である経常収支比率も105%となっておりますが、その要因は一般会計からの補助金が主になっております。また、有収率は前年度に比べ0.8%悪化の83.4%となっており、現在努力している漏水調査等を加速強化して、低有収率の原因を把握し、早期の改善に努めてください。

現在設置されている大崎上島町上下水道経営審議会においては、費用に対する受益者の負担について十分検討されて、効率的な経営改善を要望します。

今後とも、水道水の安定した供給と安全で良質な水質の維持など、住民生活に欠かすことのできないライフラインとして持続可能な経営基盤の確立に努められるよう望みます。

以上、2件について報告いたしました。

担当監査委員は澤田武義、同じく道林清隆でございます。

以上、報告いたしました。

○議長（信谷俊樹君） これで決算審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第12号までを決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託いたします。

なお、今年より会期中に審査をお願いすることになっておりますので、申し添えておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により尾尻康二議員、閑田大祐議員、水橋直行議員、森若 巖議員、浜田幸造議員、渡辺年範議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、指名した6名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会の設置が整いましたので、平成31年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託いたします。9月10日から審査に入っていただきたいと思いま

す。

お諮りします。

決算認定の審査のため、9月10日から14日までの5日間休会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、9月10日から9月14日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。決算特別委員会の皆様にはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって延会とし、次回は9月16日9時から開会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時29分 延会